

吹田市総合計画審議会・全体会（基本計画・第4回）

開催日時 平成17年12月27日（火）午前10時00分～午後12時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画（地域別計画）〔案〕について

（1）各部会からの検討内容の報告及び審議

① 第3章 地域ごとの計画 について

② 第2章 すべての地域に共通する主な取組 について

（2）第1章 総論 について

2 「基本計画推進のために」の一部修正について

3 審議会最終答申に向けて

出席者（委員） 石森秀三 浜岡政好 衛藤照夫 大内祥子 三輪信哉 宗田好史
生野秀昭 木村 裕 倉沢 恵 神保義博 豊田 稔 中本美智子
筏 隆臣 蒲田雄輔 鮫島 匡 前田武男 山口克也 伊東利幸
河井明子 坂本富佐晴 永田昌範 西岡昌佐子 大下達哉

（欠席6名）

（事務局） 清野助役 山中企画部長 岸次長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査
岡松係員

（傍聴人） 3名

議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画（地域別計画）〔案〕について

（1）各部会からの検討内容の報告及び審議

① 第3章 地域ごとの計画 について

（事務局）

（配付資料 資料－48、49、51 の説明）

（会長）

今の資料の説明について質問があれば頂きたいと思う。

（A委員）

（資料－51）の「ブロック別町丁別人口データ」について、「町丁別人口増減率」では、平成5年（1993年）から平成15年（2003年）の10年間である。ところが「一般世帯の住宅の建て方別増減数」、「一般世帯の住宅の所有の関係別増減数」では、平成7年（1995年）から平成12年（2000年）の5年間という形となっている。その辺をせつかくであるので、できれば合わせて頂きたい。

山田・千里丘地域のところであるが、「町丁別人口増減率」でも減少しているが、「一般世帯の住宅の建て方別増減数」、「一般世帯の住宅の所有の関係別増減数」で「長野東」が減少している。

これについては、例えばレナウン跡には、元々は住居がなかったが今はライオンズマンションができていますので、これほど減っていないのではないかと思います。

(事務局)

住宅の所有の関係と建て方別の資料は、国勢調査の資料しかない。ちょうど今年が国勢調査だったので、2年後ぐらいにはこの資料が平成17年度国勢調査結果としてまとまると思うが、今はこれに該当する資料は作成が困難である。平成7年から平成12年の変化では多少ずれがあるが、一応そのような理由で掲載させて頂いている。

(会長)

データの都合によることである。これだけつくるだけでもなかなか大変な作業である。A委員の指摘の通りであるが、そのような条件の中でつくられた資料であるということを承知頂きたい。他にあるか。

(B委員)

(資料-51)の「ブロック別町丁別人口データ」の人口データについて、「一般世帯の住宅の所有の関係別増減数」は平成7年(1995年)から平成12年(2000年)をベースにした状況である。片山・岸部地域の片山町2丁目は、いわゆる現在のJR社宅を指しているが、基本的にはJR社宅は平成13、14、15、16年の4年間で急激に減少した特異な地域である。だから平成12年をベースにした状況を出されると、それほど減っておらず、それほど土地利用も真剣に考えなくてもいい場所ではないかと思える程度である。今後の土地利用、開発行為等々を勘案する場合、この辺の増減の出し方に疑問を感じ指摘した。この辺はどのように捉えればいいのか。

(事務局)

それについては、第1部会の方に(資料-45)「片山町2丁目の人口・世帯数の推移」として、昭和60年から平成17年までの最新の資料を示させて頂いている。前回の第1部会での資料であるので、今日は示していないが、一度そのような資料を提出させて頂いている。

(B委員)

今後の参考にもなると思うので説明をお願いします。口頭でかまわない。

(事務局)

(第1部会での配付資料 資料-45 の説明)

(会長)

本日も時間が限られているので、とりあえず第1部会の報告を頂き、続いて第2部会へと移る。その中で今の問題についても議論頂ければと思う。第1部会の部会長から「第2章 すべての地域に共通する主な取組」並びに「第3章 地域ごとの計画」のうち、「I(仮称)JR以南地域」「II 片山・岸部地域」「III 豊津・南吹田地域」について検討の結果を報告して頂く。よろしくをお願いします。

(第1部会長)

(配付資料 資料-48、49 の説明)

(会長)

「第2章 すべての地域に共通する主な取組」については、後ほど第2部会と合わせて検討頂くことにする。ここでは「第3章 地域ごとの計画」のうち3つの地域について審議頂きたい。第1部会が3回の会議を重ねた結果、ただいま部会長から説明頂いた形での修正案に落ち着いた。できれば主として第2部会の委員の方々に、この修正案について何か意見等があれば頂きたいと思う。まず、「(仮称) JR以南地域」であるが、地域名称については、ただいま部会長から説明があったように、必ずしも「JR以南地域」という名称で全員一致を得たというわけではなかったようである。私の報告を受けているところでも、「旧吹田村地域」であるとか、「吹田発祥地域」としてはどうかという意見もあったが、検討の結果「JR以南地域」で一応落ち着いたということである。まずはJR以南地域に関して何か意見はあるか。

(C委員)

提案をさせて頂いたが、あまりいい名称が浮かばなかった。もっと市民の意見を聞くという方法があったと思う。皆さんでいい案を出して頂きたい。

(会長)

この地域の説明会のときには、特段市民からの意見はなかったのか。

(事務局)

「検討して欲しい」、「JR以南ではどうかと思う」という意見はあった。ただどのようなものかいいという提案まではなかった。

(会長)

この種のもものはJRやJAなど最初は抵抗があるが、使っていくと馴染んでいくものである。吹田発祥地域というものも恐らく様々な問題をかもしだす。以前は国鉄以南地域であった。それをJR以南に変えたということである。旧吹田村地域も地域の軋轢を見かねないというところもある。これは皆さん方の英知を結集しても、恐らく何かの案が出てもうひとつであるとなると思う。とりあえず第1部会としては現時点では「(仮称) JR以南地域」であるが、本日のこの審議会で特段修正のいい案が浮かばない場合は「(仮称)」を取り、「JR以南地域」と決めたい。地域名称について先に断っておくと、2番目の「片山・岸部地域」についても「山手」をつけてはどうかという議論があった。これも部会の方で検討頂き、そのような意見も強く出されたと聞いているが、現実には「片山・岸部地域」でいいのではないかという部会としての結論となっている。ただ3番目の「豊津・南吹田地域」については、「江坂」を入れている。これは念願のというべきか、ようやくというべきか「江坂」を入れるという方向で第1部会から提案を頂いている。この3つの地域を合わせて何か意見はあるか。

(D委員)

「JR以南地域」は、もう少し歴史的な名称がないのか、吹田らしいいい名前があればいいと思うが、私には突然で浮かばない。JRは吹田にとってあまりいい名前ではないような気がする。なぜ国鉄が出てくるのかという感じがする。もう少し昔からの吹田らしい響きがあった方がいいと思う。

(会長)

第1部会でも今のD委員からの指摘については十分に審議頂いたが、結論的にはそれに代わるいい案がなかなか出てこなかったということが理由である。必ずしもこの「JR以南地域」という名称が、美しくいいというわけではないという報告は受けている。

(E委員)

とりあえず10年後ぐらいに変更するとして、今回はこの名称でいいのではないかと思う。川の側の地域であることを出し、水と人のふれあいなどの形でまちづくりを進めるのであれば、例えば「東部河畔地域」という名称はどうか。少し文学的な名前にして、将来的にイメージしながらまちづくりをして頂ければいいのではないかと今思った。

(会長)

文学的な香りのある「東部河畔地域」という意見も出ている。ただE委員も具体的にはもう少し先とし、現時点ではこのJR以南地域でいいという意見である。2つの部会で十分議論頂いている中で、6ブロックだけでは範囲が広すぎるので、もっと日常生活圏に密着したような地域で検討すべきではないかという意見も出ている。現時点では住民サイドにおいても十分な盛り上がりには欠けるといふところもあるので、このような大きな6つの地域で総合計画の地域別計画を立てているところである。そのような点を考えるとJR以南地域についても確かに名称上問題がない訳ではないという部会からの報告も頂いている。その結果として最終的には第1部会として「JR以南地域」という形での提案になっている。「東部河畔地域」も捨てがたい魅力を感じるが、恐らくそれについて将来的に、次期の総合計画の際には大きなブロックの地域圏の下に恐らく日常生活圏でのまちづくり計画というものもつくる必要が吹田にも生じてくると思う。その際には地域名称についてもそれぞれの地区の住民の意見をくみとりながら、よりよい形を生み出せるかと思う。現時点では特段これといった案がないため、異論が無い場合はこの形を取らせて頂きたい。もう一点は「江坂」を入れるという意見であるが、これについて異議はないか。これについては従来から言われているところであり、特に吹田の外の方からすると、「江坂がある方がよりわかりやすい」という意見もある。修正案について何か意見等あるか。また新たな修正意見等あれば聞かせて頂きたいと思う。

(C委員)

(資料-49)の「吹田市第3次総合計画 基本計画(地域別計画)[案]の修正」の「第3章」の「II 片山・岸部地域」の「第1節」の「④この地域全体」の「計画」に「大規模な開発については、…」とあるが、「大規模な開発」とは恐らくJR社宅のことと思う。これは全市域に関係してくるが、大きなところが幽霊タウンのようになってしまった場合、それについてどのように

扱うのかである。市として何か考えていく必要があるのではないか。要するにどのような方向で対処して行くのかを何か書けないものかという気がする。

(会長)

総合計画の性格上、個別の案件について踏み込むのは難しい。

(C委員)

そのような意味ではなく、明らかな幽霊タウンについて、例えば千里山の円山町の公務員宿舎の跡地など、大きなものをどのようにしていくのかということである。市として何も考えず、皆に任せておくという姿勢でいくのか。

(会長)

それは市だけの問題ではなく、そのために市議会もある。様々な住民側の意見も今後出てくるはずである。恐らくこの総合計画としてはこれくらいの表現ではないかと思う。ただ後ほど検討頂くが、前回は付帯意見を出したので今回も最終答申に対する意見を付帯する。今後今のC委員の指摘だけではなく、JR社宅用地の開発のような問題もあり、吹田の中でいくつかの地域である程度の規模を持った開発が行われる可能性がある。それについて特段の配慮が必要だろうということは、おそらく具体的な意見として出すべきであると思うが、あまり踏み込んでどうあるべきかと記述するとなると、かなり議論を重ねなければならないということになる。今のこの表現で付け加えるものがあるなら意見を頂きたいと思う。一応「…魅力的なまちづくりに向けて、周辺環境と調和した開発の誘導に努めます。」とあるので、これに特段文言として付け加える必要があれば指摘を頂きたい。今のC委員の指摘である様々な今後の開発についての意見は全体に関わることでもあるので、具体的な意見として答申する方向で考えるべきではないかと思う。他に何かこの3つの地域について意見はあるか。続いて第2部会の部会長から「第2章 すべての地域に共通する主な取組」並びに「第3章 地域ごとの計画」での3つの地域についての検討結果を報告して頂きたいと思う。

(第2部会長)

(配付資料 資料-48、49 の説明)

(会長)

地域ごとの計画として、「IV 千里山・佐井寺地域」、「V 山田・千里丘地域」、「VI (仮称) 千里ニュータウン・万博・阪大地域」の3つのブロックについて検討頂いた結果の修正案について報告を頂いた。これについて何かあるか。「第2章 すべての地域に共通する主な取組」についてはこの後で審議を頂く。

(A委員)

(資料-48)の「審議会での意見を踏まえた〔案〕の修正について」の「IV 千里山・佐井寺地域」の40番に「工房ヒューマン」について「特に修正しない」とあるが、どのようなことなのか。特に理由があれば教えてほしい。

(事務局)

(資料-49)の「第3章」の「IV 千里山・佐井寺地域」の「第3節」の「2. 福祉施設・保健医療施設」の「障害者福祉施設」についての指摘である。「工房ヒューマン」については、小規模授産施設という位置付けになっている。今回どこまで資料に載せるかについては、支援費制度の対象となっているものについてだけ載せるという判断にした。身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、ショートステイ、デイサービス、グループホーム、といったところまでは支援費制度で利用できる施設となるので、載せるということにした。今指摘を頂いた「工房ヒューマン」については、小規模授産施設であり、市内に15施設ある。そこまで載せると地図が全部番号で埋まってしまう状態になるので、一応区分して載せないことにした。

(会長)

他に何か意見があるか。それぞれの地域の中で、日常生活圏に関わるところでいろいろな議論を第2部会でもして頂いたということである。ペーパーで意見を提出頂いた委員もいるので、相当様々な議論がされたところであるが、一応大きなくくりの中で指摘できるところについては指摘するという形になっている。今回の総合計画では、6つのブロックをすべてこと細かくという形にはなっていないので、何らかの形で将来的には踏み込んでいくべきであろうということである。今回の地域別計画においては現在の修正案のような形で留まるという点を理解頂きたい。

(F委員)

先ほどの「工房ヒューマン」も何度か見学させて頂いた。確かに小規模な施設で利用者も少ないかもしれないという部分はあるが、知的障害者の皆さんからすると非常に大きな期待を持って見られている施設でもある。今事務局から説明のあったものについて、欄外のところにその他に無認可の小規模な施設が何ヶ所あるといった紹介だけは入れるなど記載をしてほしい。具体的な「工房ヒューマン」とか言い出すとかなりの数があり、番号で埋まってしまうという部分があると思うので、欄外に記入するなどの処理の仕方を考えてはどうかと思う。

(会長)

その通りである。確かに今後は指摘のような点が吹田の中でも大変重要になってくるかと思う。その点は何らかの形で付記していくという形でいいか。ではその方向で検討させて頂く。他に何かあるか。

(B委員)

(資料-49)の「第3章」の「II 片山・岸部地域」の「第1節 まちづくりの基本方向と計画」の「③大阪学院大学とその周辺」の「基本方向」に「地域の人と大学や学生との交流を深め、…地域文化を育みます。」とあり、具体的な計画としては3つある。これに関係して「④この地域全体」の「計画」に「岸辺駅周辺のまちづくりについては、「安心・安全なまち」「大学と共存するまち」「うるおいのあるまち」「人が集うまち」「心通わせるまち」の実現に向けて、市民、事業者の参画の下で、協働により取り組みます。」とある。承知のように、「大阪学院大学とその周辺」とはいわゆる岸辺駅周辺である。岸辺駅前と大阪学院大学とその周辺とは、近畿コンクリート跡

地をどのように大阪学院大学と連携し、活性化を呼ぶのかということが基本ベースであったと認識している。現在の状況は、平和堂という大きなスーパーが建ち、極楽湯という大きな湯がある。そして焼肉屋が建ち、ゲームセンターが建ち、いわゆる歓楽街のようになった。大阪学院大学とその周辺との調和を図りながら、地域活性化をしようと検討してきたにもかかわらず、平和堂のスーパーと極楽湯とゲームセンターが近畿コンクリートの大きな敷地を占めてしまい、後は開発する余地はほぼなくなってしまった。そのような状況を勘案した場合、この文章が今後も生きるかどうかという問題を整理して頂きたいと思う。

(会長)

ただいまのB委員の指摘について何かあるか。

(G委員)

そのような跡地転用に関して吹田市や吹田市民がそのようなまちを望んでいるということを地元地権者や店を出した方にも理解を頂けなかったということも、そもそもまちづくりのビジョンがなかったからである。従ってまさに今このことを高らかに謳わなければ、再びここで強調して書かなければならないということになるのではないか。

(B委員)

高らかに謳うことそのものが遅いのである。

(G委員)

そのような障害が入ってしまったので、もう一度再確認して、その方向に向けて進んでいくということではないか。

(B委員)

現場を見てもらえばわかることであるが、いわゆる平和堂という大きなスーパーの買物客の集客力はそれでいい。極楽湯という大きなお風呂屋さんの集客力もそれでいい。焼肉屋の集客力もそれでいい。ゲームセンターの集客力もそれでいいと思う。もしも大学生に良質なゲームであるという認識がたてばそれでいい。しかしここで言うところの、「大阪学院大学とその周辺」という文化施設との調和という形での開発をしようという地元の動きもあったはずである。それを抜きにして、この開発はもう行ったことであり、賑わいになったのでいいのではないか。岸辺駅前が寒々とした場所だったが、今は人が来て車が次から次に停滞を及ぼすような状態になってしまった。賑やかになったのでいいのではないかということであれば、この文章はもう少し精査して書いておく必要があるのではないかと思うことが一点である。今G委員の意見のように現在は現在でいいので、今後10年先、20年先はやはり大阪学院大学とお互いに調和した形をつくらうではないかというのであれば、もう遅いのではないかというような施設状況になったのではないかと思う。

(G委員)

皆さんも知っているように、今は大型ショッピングセンターが数年で撤退する時代である。現

に建築工事をされるときに4年や5年で回収できるような建設計画を立てられている。問題はそのようなことに惑わされずに、とりあえず閑散としているよりは空いている土地を上手に活用する方がいいというだけの話である。我々が行っているまちづくりや都市計画は100年の体系をしているので、閑散とした土地にとりあえずパチンコ屋でもマージャン屋でもあった方がいい。それに合わせて道路も整備するかもしれない。しかし体系はそのような方向であると考えていかなければ、今空き地にコインパーキングができてからとって、永久に駐車場になるということとは全くないのである。単なる過渡期の問題である。そのように考えた方がいいのではないか。

(会長)

H委員、当事者とは言わないが近いので何かあるか。

(H委員)

このように大阪学院大学という名称をこのような計画の中に載せて頂き、私は本当にうれしい限りである。ここまで大学を中心としたまちづくりを考えて頂いているということは、それだけの使命をそこで働くものとしては非常に感じる。

商業施設の方々を巻き込んで地域をつくっていかざるを得ない状況であると思う。事業者その者にもその地域のまちづくりに参画して頂かなければ、協働的なまちづくりにはならないと思う。もし何か書き加えるとすれば、例えばまちの変遷が今後とも考えられると思うが、大学と地域との協働を確立したまちづくりを目指そうなど、そのようなことが入るかも知れない。

(B委員)

言いたいことは、あの広大なスペースがこのような現状となり、大学、大学生、大学施設と共有している、あるいはお互いに融合している、という施設ではさらさらないということである。今皆さんが言ったように、今はこのようになったけれども、今後それについては格段の努力を要するぐらいの文章精査が必要ではないかということをつもりで、削除してほしいとは一言も言ってない。その辺をよろしく願います。

(会長)

基本的なまちづくりのこの地域における基本方向・計画については、今後このような方向を重視していくべきであろうということである。ただB委員の指摘のような現状があるので、そのような点で少し文言上、より理解しやすい形に修正させて頂きたいと思う。

他の点で何かあるか。本日指摘頂いた諸点については、私と副会長の方で、事務局と協議し文言の修正等を行いたいと思う。そのような形で一任頂けるか。

恐縮であるが、そのような形にして頂きたいと思う。皆さんには1月30日に最終の審議会を行い、その際に報告させて頂く。

(I委員)

それぞれ地域別の中の地図全体についてであるが、例えば(資料-49)の「第3章」の「IV 千里山・佐井寺地域」の「第3節」の「2. 福祉施設・保健医療施設」が書いてある。医療施設といっても、医院というか診療所が書いていないわけである。保育所の方も恐らく無認可保育所の

方も書いていないと思う。そのような観点でいくと、障害者施設の中に先ほどの話にあったような支援費制度にのらない施設まで載せていくと、確かに多すぎて載らないのではないかと思うので、この辺りは適宜に判断して頂ければ結構かと思う。無理して載せなくていいような気がする。

(会長)

個別に地図にプロットしていくのではなく、様々なものも存在としてはあるということを留意して頂くという意味で、この下に1行なりで付記する。「工房ヒューマン」というような個別名称では取り上げない。

(I 委員)

ただその付記するにしても、例えば障害者施設をそこまで載せるのであれば医療の方も載せようということになるので、プロットもできないと思う。だからこれはこのままでいいと思う。

(会長)

このような意見もある。

(F 委員)

そもそもの議論になるが、スローガンも含めて、ユニバーサルデザインというか、都市の大きな計画の中で障害を持たれる方が、そのような段差を取っていくことは大事なことだと思う。施設名までは入れる必要はないと思うが、確かに施設の運営について評価されている部分もあるので、どこかに触れておればいいのではないかと思う。6ブロック全部に1行ずつ書き入れるとなると大変であるので、総括的に資料集のまとめの部分でそのようなことに触れるなど、一定の線を引かなければ無理だと思う。一任する。

(会長)

一つ広げると同じように別のカテゴリーでも広げるということになる。ただF委員の指摘のようにユニバーサル的な問題は、今後吹田の未来においても大変重要な問題となってくる。何らかの形で文言的に記述させて頂く。それについては事務局と最終的に会長・副会長とで協議させて頂く。他にないようであれば、「第3章 地域ごとの計画」はその通りとする。

② 第2章 すべての地域に共通する主な取組 について

(会長)

次に(資料-48)の1ページ目、2ページ目のところの「第2章 すべての地域に共通する主な取組」について、何か意見があれば頂きたいと思う。

(J 委員)

(資料-49)の「第2章」の「6. 安全で魅力的なまちづくり」の「駅舎や駅周辺、公共施設のバリアフリー化を進めるなど…」と書いている文章の件であるが、「福祉のまちづくりを進めま

す。」とあるので、これは福祉のまちづくり条例や、このはじめての「駅舎や駅周辺」ということを考えると交通バリアフリー法、「公共施設のバリアフリー化」はハートビル法など、3つの法律・条例を参考にしていると思う。特にこの福祉のまちづくりになっているハートビル法についてであるが、このハートビル法は改正され、対象建築物の範囲が、多数の人が利用するものに拡大されている。先ほどの焼肉屋もそうである。極端な言い方をすれば、クリーニング店、散髪屋、銀行、郵便局は公共施設になるが、民間の事務所等について対象になっている。それから考えるとこの文章で公共施設と特定する形で変更しているが、これでは民間施設は入らないのかという解釈にもなり、法律の改正の趣旨から考えると、この「公共施設」はおかしいと思う。むしろ例えば「人が集まるすべての」としてはどうか。これは施設だけではなく福祉のまちづくり条例の中には、建築物だけではなく遊園地などを含む非建築物も含んでいるので、「公共施設」として特定するのは、今後民間施設や建築物以外のものに行政指導する施策として進めていくには少しひっかかりが出てくると思うので、その辺について皆さんの意見を頂きたいと思う。

(会長)

ただいまの意見に対して意見はあるか。

(G委員)

これは吹田市の計画である。ハートビル法に関しての建築指導行政は府が行っているのはいか。吹田市が行っているのか。

(J委員)

福祉のまちづくりの要綱は吹田市でつくっている。

(G委員)

それは建築指導上の行政事務ではなく、民間の事業者などをお願いするのか。

(J委員)

確か義務としてではなく、努力義務としてつくっている。

(G委員)

義務の範囲は明確にしておかなければ、このような総合計画に書いたからといって大阪府や国が行うことまではできない。

(事務局)

確認する。

(会長)

ただいまの点は法に関わることでもあるので、事務局の方で精査した上で、文言の修正が必要であれば私の方で判断させて頂きたいと思う。その他に何かあるか。

(K委員)

「4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり (文化)」であるが、修正をかけて頂いた「文化会館 (メイシアター) …」のところである。先ほど部会長から説明があったが、実は今のこの表現では以前と変わっていないだろうと思う。部会長に一任するということがあったが、これは市民が芸術文化に触れる機会を提供するのがやはり一つの目的だったわけである。他にもいろいろと場所の問題はあるが、文化会館 (メイシアター) や公民館などいろいろであった。ただ文化会館 (メイシアター) と公民館を並べることはいろいろ落差がある。文化会館 (メイシアター) の方が施設としては、という形に置き換えて頂くということをねらいとしてほしいと思う。だから芸術文化に触れる機会の提供を図るということがまず必要であり、そのためには施設をもう少しいろいろ努力しなければならないということになると思うのである。ここを修正して頂いたが、もう一度お願いする。

(会長)

私も今読むと表現的におかしい気がする。どのような表現がいいのかお願いしたい。

(G委員)

(資料-48) の「第2章」の「4」の部会での意見での表現が適当ではないか。

(K委員)

これも公民館だけではなく、いろいろな施設があるわけであるので、各文化施設として頂くといいのではないかと思う。

(G委員)

「公民館など」としている。

(K委員)

「など」であるが、公民館だけでは弱い。それは皆さんいかがか。

(I委員)

歴史文化まちづくりセンター (浜屋敷) では、文化芸術に触れるような機会をたくさん行っている。どちらかといえば公民館や文化会館 (メイシアター) ではできないような、例えば落語をそのまま座敷でするなどといったこともある。公民館などとくくると、やはり公民館というように読み取れるので、もう少し幅広い表現が必要ではないかと思う。

(会長)

「様々な文化施設」とする。ただいまのこの芸術文化の問題については、指摘のように修正させて頂く。

(E委員)

今のところで「文化」というものは、産業やまちづくりと結びつける気が無いような気がする。

例えば商店街の空き店舗があれば、そこでジャズをしてもいいのである。そのような意味でのまちづくりや商業活性化と文化を結びつけるような表現があってもいいのではないか。

(資料-49)の「第2章」の「5. 環境を守り育てるまちづくり」には、「…省エネルギーや緑化の推進などヒートアイランド対策を推進します。」とあり、「ヒートアイランド対策」という表現になっている。これは地域という非常に限定されたところであるので、「地球温暖化」ということを入れるほどではないと思われたのかもしれないが、これは元々地球温暖化対策であるので、「ヒートアイランド対策、地球温暖化対策」というように謳って頂かなければならないのではないか。

それから(資料-49)の「第2章」の「4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり(生涯学習)」であるが、地域別計画で、大学とのプロジェクト化、あるいは、民族学博物館を含めた地域の文化施設との協力ということが出てくる。ここでももう少しあった方がいいのではないかと思う。

(A委員)

(資料-49)の「第2章」の「5. 環境を守り育てるまちづくり」の関係である。今のK委員の話聞き、そのような形で考えると「資源リサイクルセンターを拠点に…」という文章であるが、「リサイクルを含めた循環型社会を推進する」ということが目的である。だからそれをするためにリサイクルセンターを拠点にして人材開発をするということが適切ではないか。

(会長)

今のところはどのように修正すればいいのか。

(A委員)

私はできるだけ事務局で確定された案に基づいて内容を考えたいと思っているので、そこまで文章を考えていない。

(会長)

それでは、確かにA委員の指摘の通りだと思うので、後はこちらで事務局と協議する。他に何かあるか。

(A委員)

繰り返しになるが、「5. 環境を守り育てるまちづくり」の「…、環境監視体制の充実を図ります。」ということはある。しかし具体例を言うと、ここは「健康都市宣言」を吹田でも宣言をしているので、生活環境の保全から始まり、市民の健康維持というところが環境監視の目的ではないかと思うので、そこまで結びつけてほしい。

「省エネルギーや緑化の推進などヒートアイランド対策を推進します。」の部分で、環境問題ということでは、「自然環境」、「生活都市環境」、「地域環境」ということが今大きな問題となっている。「地域環境」という言葉がどこかにほしい。最近の流行りではないが、「環境問題」といえば「持続可能な社会」という言葉が出てくる。だから「持続可能な」という言葉もほしい。そのようなキーワードのようなものをぜひ盛り込んで頂きたいということをお願いしたい。

(会長)

多くの委員が賛同できる点の指摘もあると思うので、ただいまの指摘については事務局と協議して、できるだけ生かせるものについては生かす形で修正したいと思う。他に何かあるか。

(H委員)

同じく「5. 環境を守り育てるまちづくり」のところで、「…自然保護活動への支援に努めます。」に「環境創造に向けての協働」という言葉を入れて頂きたいと思う。

同じ文章について、この第2章の全部に共通するかもしれないが、「市民、事業者」と言った場合、例えばNGOやNPOというものはこの文面では全く出てこなくなっている。その辺については、もしもここだけ特別に入れていいのであれば、「市民、事業者、NGO、NPO、あるいは地域コミュニティなどの」といったような文章にしてほしい。いろいろな組織が重要になってくる時代であるので、その辺のところを入れて頂ければという感じがする。もちろん自治会もそのような役割を担ってくる。

(会長)

今現在、「市民、事業者など」となっているが、どうか。

(H委員)

「市民」と「など」の中にすべて含まれるのか。あるいは、あえて強調するのかということになる。

(会長)

「など」に含まれるといえは含まれる。しかし今後の吹田の未来を考えると、NPO等は特にコラボレーション、協働ということはこの総合計画では一貫して強調しているので、そのような意味では「市民、事業者、NPOなど」ということでいいか。あまり並べるとまたややこしくなるので、そのような対処をする。他に何かあるか。

(I委員)

「5. 環境を守り育てるまちづくり」のところであるが、ここに書かれていることは当然吹田市の地域が環境的に良くなる、維持されるということをメインに書いていることが当たり前であるが、例えば「地球温暖化」ということは地球全体的話であるので、吹田が良くなるということだけではない。そのようなことに関する宣言的なものは入らないか。「地球温暖化に努める」ということは、努めたからといって吹田市がしても大きく良くなるわけではないが、これはどこかに別枠でも入れてほしいと思う。

(会長)

具体的にどのような文言を入れたいのか。

(I委員)

別項目になるか、どこかに入れればいいのかと思うが、「吹田市としては率先して地球温暖化対策に

努める」という言葉が最後につくようなものがほしい。

(会長)

部門別計画の方ではあったので、もう一度照合してみる。この「第2章 すべての地域に共通する主な取組」のところで何か意見はあるか。

(H委員)

先ほどの私の意見の補足であるが、「環境創造という言葉を入れてほしい」と言った意味は、やはり一般的に環境問題というと、「循環型社会」、それから「5. 環境を守り育てるまちづくり」の「地域における大気汚染、水質汚濁、騒音など…」のような「質の問題」について、あるいは「自然保護」といったように捉えられる。しかし、これから「より良い環境をつくり出していく」という動きは、すごく大きなムーブメントにならないといけないと考えているので、ぜひともキーワードは入れて頂きたいという趣旨である。

(会長)

他に何か特段の意見はあるか。無いようであれば、この第2章について指摘頂いた点について修正すべきところを修正し、追加すべきところを追加するという方向としたい。これも皆さんに報告する機会がないため、会長・副会長に一任頂き、1月30日の最後の全体会で皆さんに報告して承認して頂く形を取らせて頂きたいと思う。

(2) 第1章 総論 について

2 「基本計画推進のために」の一部修正について

(会長)

それでは続いて本日の次第にある「1 (2)」に移り、(資料-49)の「第1章 総論」についての検討を行いたいと思う。この総論の「地域別計画の推進のために」については全体会で既に一度検討しているが、今回修正案が出されているので、まず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

(配付資料 資料-49、50 の説明)

(会長)

これについて何か意見はあるか。

(A委員)

(資料-49)の「第1章」の「第3節 地域別計画の推進のために」とまとめて頂いており、ここに書かれている①、②、③はぜひ必要なことである。文章として具体的には示せないが、自分なりに市民活動をしている中で、形と仕組みと心が一体化して初めて実現化できると思う。ここに書いていることは、仕組みや形は「整備します」と書いている。そこで実際に物事を成就す

るためには、そこで活動する人間の一人一人の心の問題が最後には決め手になる。今までどちらかといえば仕組みや形に偏っていた。それはやはり行政から市民に「地域活動してください」ということはそこにあると思う。その心の充実をどのようにするのか。情報の交換や発信、交流、共有化、啓発といったことを推進するために、どのように施策として盛り込んでいくのかということ項目としてぜひ入れて頂きたいと思う。

(会長)

多くの方が賛同できる場所であるが、これを文章化するとすると相当の力量を必要とする。今の指摘の点については、A委員もよければ事務局にペーパーを提出して頂きたい。

(A委員)

わかった。文章を考えてくる。

(会長)

皆さん方も何か意見があればお願いします。やはり意見だけでは事務局との解釈の仕方にどうしても誤差が生じてくる。最終段階であるので皆さん特段の意見があれば、それが通るというわけではないが、最終的に私と副会長で事務局との協議をするときの重要な参考意見としての資料とさせて頂くのでよろしくをお願いします。他にこの総論のところでは何か意見はあるか。

(L委員)

「第3節 地域別計画の推進のために」の②について、組織と団体と個人ということで「日常生活圏を単位とした市民との協働」という形で書いているが、やはり情報の中で活動に結びつけるような形となると、どうしても「参画」ということがキーワードになるのではないかと思う。

(会長)

どのようにすればいいのか。

(L委員)

「参画と協働」としてほしい。

(会長)

「協働」は一貫した流れでもあるので、「参画と協働」ということである。

(事務局)

その部分、先ほどの情報のことであるが、(資料-50)の「基本計画推進のために」を見て頂きたい。これは部門別計画も地域別計画も合わせて進めることから、「1 協働によるまちづくり」に「…情報を積極的に提供し、参画の仕組みを整えること」と触れている。今指摘があったことは、地域別計画を特に推進するための体制ということで、こちらでもやはり重ねて書くべきであるということであれば、別に書くのは構わないと思う。

(会長)

入れることが絶対に駄目であるということもないので、追加することで結構かと思う。他に何かあるか。

(M委員)

先ほどNPOやNGOの話が出たが、大阪府の方でも行政単体でいろいろな施策をするには様々な限界があるということで、最近では「協働」という観点を非常に重視しているので、計画でも記述させて頂いている。今たまたま話に出たので、(資料-50)の「1 協働によるまちづくり」のところのセンテンスでは、「将来像の実現のためにとりわけ重要なのは、市民、事業者との…」というように、限定した表現になっている。提案であるが、その下のセンテンスのところでは「市民、事業者、行政が…」とあるところを例えば「行政と市民、事業者、教育機関、NGO、NPO等とが…」という表現にして頂いて、上のセンテンスの「市民、事業者との」というところを削除する。もう一度整理すると、「将来像の実現のためにとりわけ重要なのは、「協働によるまちづくり」の推進です。行政と市民、事業者、教育機関、NGO、NPO等とが相互の主体性を尊重しながら信頼関係を深め、…」というようにして頂きたい。

(会長)

より明確になった。ただいまの意見に対して、賛成、反対の意見あれば頂きたいと思う。

(B委員)

同感である。

(N委員)

そこまでいくと、市民は誰になるのかという疑問が出てくる。市民とはどこにも所属しない個人なのかという気がする。大きく分けると市民と事業者になり、その中にM委員が述べたような団体も含まれるというくくりの方がいいと思う。

(M委員)

大阪府だけの表記の考え方を言うと、まず府民主体であることを最初に記述する。その上で特に個別のテーマに関わりのある事業者あるいは団体を含めて記載していくという手法を通常取っている。確かに概念的には市民の中に幅広く含まれるが、個別施策のパートナーとして特に強調していくべき部分については個別に書き足すという手法を取っている。

(N委員)

個別のケースはそうかと思うが、全体的なことで挙げると、とても肩身が狭いのではないかと印象はぬぐえないと思う。

(J委員)

具体的なものを挙げ出すとキリがない。だから、私はこの抽象的な方向でした方がいいのではないかと思う。例えば福祉関係から言えば事業所というと、フォーマルとインフォーマルという

時に、ボランティアであればボランティアの中にはいろいろある。NPOがボランティアなのかといえば、これは非営利的事業所である。物の見方もいろいろあるので具体的なものをあまり挙げずに大雑把にした方がいいのではないかという気がする。

(A委員)

皆さんの話を聞いていると、それぞれの立場があると思う。市民という言葉の定義付けは必ずしも必要ないと思うが、実際自治基本条例の方でも市民というものを定義付けしている。片方では自治基本条例がトップであり、計画では総合計画がトップである。その辺の整合性というか市民にもわかりやすく、市民というものはどのような形で吹田市として捉えられているのかを明らかにする必要があるのではないかと思う。少なくともこの文章についても、どこかに市民というものに対する定義でなくても注釈のようなものを付記して頂くなり、何かそのような形でまとめて頂きたいと思う。

(会長)

皆さんの議論を踏まえて、この総合計画は既に基本構想、基本計画、部門別計画、地域別計画等々で成り立っている。最終的には全てまとめた形で出すので、今のような指摘を踏まえて、もう一度最初の所からきちんと定義を明確にしていけない点もあるかと思うので、もう一度原点に戻り、基本構想のところから、そのような流れの中で最終的に位置付けられる必要がある。そのような作業をもう一度させて頂きたい。他に何かあるか。

(E委員)

今の点において一言だけ意見する。確かに最近NPOやNGOに関して、一つの主体として出てきたりするので、具体的に名前が入ってくるという考え方には全く賛同する。ただこの場合その後文章が続いて、例えば「市民の活動を促進するために…」ということが出てくるわけである。すると同じ文章の中でNPO、NGOに含まれない市民と含んだ市民とがごっちゃになってしまっている場合があると思う。今、一番最初に定義をしてはどうかという話はあったが、その部分に対しては今から検討して頂かなければならないと思うが、この文章だけに関して言えば、頭にNPO、NGOという言葉は入れるべきではないのではないかと思った。

(会長)

それでは、あらかた重要な意見の指摘を頂いたので、最終的に基本構想等を踏まえて、私と副会長の方に今日の時点では一任して頂き、事務局と協議して最終的には取りまとめさせて頂きたいと思う。

3 審議会最終答申に向けて

(事務局)

(配付資料 資料－52 の説明)

(会長)

これはあくまで案であるので、本日事細かな点を議論すると、また30分かかり、そこまで時間を引きずることができない。皆さんにこの4つの項目でいいのか、それとも重要なものが抜けているのではないかということがあれば指摘を頂きたい。そして文言については皆さんで検討して頂き、それぞれきちんとした提案として「これはこのように記述すべきである」という形で事務局に送って頂きたいと思う。特に4本立てでいいのか、何かもう1本、2本追記する必要があるという意見があれば頂きたいと思うが、何かあるか。

(C委員)

先ほど地域別のところで言った大規模な開発は「2」に含まれていると考えていいのか。

(会長)

一応現時点での案としては「2」に含まれている。それで不満のある方は自ら意見を文章の形で出して頂きたい。ただ提出したからといって通るという問題では決してない。その辺は誤解のないようにして頂きたい。

(E委員)

「最終答申に付する意見案」は、今まで議論してきたことの一つの集大成であると思う。内容について「2」のところで、一番根本的な我々の議論であった、今後再生しなくてはならない部分、今までの様々な住宅やインフラに関して再整備しなければいけない部分がたくさん出てきている。千里山の住宅の話も含めたところを一番議論した。「なお開発が進み住宅建設が見込まれている。」について、開発という言葉と住宅建設という言葉は、今まで住宅が建っていなかった場所や開発されていなかった場所の開発というものは、今回の基本計画の中心なのかというと、決してそうではなかったと思う。これは今回の審議会の存在全体に係ることである。今まであったいいものを維持するための行為や補填といった部分が開発同様に十分に議論されたということ意見を中に入れて頂きたいと思う。

(会長)

ただいまの意見も含めて、文書による意見等の提出は1月11日を締切りにする。それでいいか。それではこれで閉会する。

以 上